

管区機動隊の編成等に関する規則の制定について（依命通達）

（昭45. 4.22乙備発第3号、警察庁次長から各都道府県（方面）公安委員会委員長、本庁各局課長、各参事官、各管区警察局長宛
写送付先・警察大学校長、各管区警察学校長、東京都警察通信部長
北海道警察通信部長

このたび別添のとおり、管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第3号）が制定され、昭和45年4月22日から施行された。

これに伴い、同規則第4条に基づき管区機動隊の編成の基準、訓練等に関し必要な事項を次のとおり定める。

各道府県警察においては規則制定の趣旨にかんがみ、集団警察力の充実強化をはかるとともにその効果的な運用に遺憾のないようにされたい。

なお、「管区機動隊の編成について」（昭和44年4月5日付警察庁乙備発第4号）は廃止する。

命により通達する。

記

第1 編 成

- 1 道府県警察本部長が、当該道府県警察に所属する警察官をもって編成する道警察警備隊または管区機動隊（以下「管区機動隊」という。）の人員の基準は、別表のとおりとする。
- 2 管区機動隊の連合編成の基準について必要な事項は、警察庁警務局長および警備局長が協議して定める。
- 3 隊員（幹部を除く。）は30才未満で1年以上の実務経験を有するもののうちから指定する。
- 4 隊員の指定の期間は、おおむね2年とする。

第2 警備訓練

- 1 管区機動隊の警備訓練は、管区警察学校（道警察にあっては道警察学校）および道府県警察において行なうものとする。
- 2 管区警察学校または道警察学校における管区機動隊の警備訓練は、別に定める基準によって行なうものとする。

この場合において管区警察学校長又は道警察学校長は、それぞれ管区警察局長又は道警察本部長の命を受けて警備訓練の実施にあたるものとする。

- 3 管区機動隊の道府県警察における警備訓練は、機動隊の警備訓練に準ずるものとする。

第3 装 備

管区機動隊の装備は、機動隊の装備に準ずるものとする。

第4 その他

この通達に定めるもののほか、管区機動隊の運営に関し必要な事項は、警察庁警務局長および警備局長が協議して定める。

別 添

国家公安委員会規則第3号

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条の規定に基づき、管区機動隊の編成等に関する規則を次のように定める。

昭和45年4月22日

国家公安委員会委員長 荒 木 萬壽夫

管区機動隊の編成等に関する規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、道府県警察における集団警察力の強化を図るとともに、都道府県警察相互の援助体制を確保するため、道府県警察における所要の部隊の編成その他必要な事項について定めるものとする。

（編 成）

第2条 道府県警察本部長は、当該道府県警察に所属する警察官をもって道警察警備隊または管区機動隊（以下「管区機動隊」という。）を編成するものとする。

2 管区警察局長は、管轄区域内における府県警察の管区機動隊の連合編成について必要な調整を行なうものとする。

（任 務）

第3条 管区機動隊の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 治安警備活動および災害警備活動ならびに道府県警察本部長が必要と認めて命ずるその他の警察活動を行なうこと。
- (2) 他の都道府県公安委員会の援助の要求により派遣され、当該都道府県公安委員会の管理の下に、当該都道府県警察の管轄区域において警察活動を行なうこと。

（長官への委任）

第4条 管区機動隊の編成の基準、訓練等に関し必要な事項は、警察庁長官が定める。

附 則

この規則は、昭和45年4月22日から施行する。

別表

管区機動隊府県別人員の基準

道府県別		人員	道府県別		人員	
北海道		220	近畿	滋賀	35	
東	青森	37		京大	153	
	岩手	35		阪庫	482	
北	宮城	116		奈良	260	
	秋田	35		和歌山	35	
	山形	35		計	35	
	福島	72			1,000	
計		330		中国	鳥根	35
関	茨城	72			島山	35
	栃木	70			岡山	72
	群馬	72	広島		116	
	埼玉	116	山計	72		
東	千葉	107	四国	徳島	35	
	神奈川	256		香川	43	
	新潟	107		愛媛	37	
	山梨	35		高知	35	
	長野	72		計	150	
	静岡	116		九州	福岡	230
計		1,023	佐賀		35	
中部	富山	37	長崎		78	
	石川	35	熊本		72	
	福井	35	大分		35	
	岐阜	116	宮崎		35	
	愛知	340	鹿児	37		
	三重	72	計	522		
計		635	合計		4,210	